

石狩市骨髓ドナー助成制度のご案内

石狩市では、令和7年4月1日以降に骨髓等（骨髓又は末梢血幹細胞）の提供を行ったドナーの方に助成金を交付します。

助成対象者	助成金の額	申請方法	申請期限
次の全ての項目に該当する方 ☒ 日本骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において骨髓等の提供を完了した方 （骨髓等の提供に関する最終同意を行った後に、提供者の自己都合以外の理由により提供が中止になった方を含みます。） ☒ 骨髓等の提供に関する他の助成金等を受けていない方 ☒ 骨髓等を提供した日等において、石狩市に住民登録のある方 ☒ 市税を滞納していない方	骨髓等の提供のために必要な以下の通院、入院及び面談に要した日数一日あたり 1万円 。 （最大10日間、10万円を限度とします。） (1)健康診断又は自己血の採血のための通院、入院 (2)骨髓等の採取のための入院 (3)その他日本骨髓バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院及び面談	次の書類を提出してください。 (1)石狩市骨髓ドナー助成金交付申請書兼請求書 (2)日本骨髓バンクが発行した骨髓等の提供が完了したこと等を証明する書類の写し (3)骨髓等の提供に係る通院、入院及び面談をした日を証明する書類の写し (4)振込先口座が確認できる書類の写し（通帳等） (5)申請者の本人確認書類の写し（運転免許証等）	<u>骨髓等の提供が完了した日から90日を経過する日</u> 又は <u>骨髓等の提供が完了した日の属する年度の末日</u> のいずれか早い日

お問い合わせ・申請先

石狩市健康推進部健康推進課

〒061-3216 北海道石狩市花川北6条1丁目41番地1 石狩市総合保健福祉センター「りんくる」

電話：0133-72-6124